

○国立大学法人筑波大学附属病院非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則

〔平成17年3月24日〕
法人規則第16号
改正 平成17年法人規則第63号
平成18年法人規則第16号
平成18年法人規則第50号
平成18年法人規則第60号
平成19年法人規則第19号
平成19年法人規則第62号
平成20年法人規則第11号
平成21年法人規則第28号
平成21年法人規則第45号
平成22年法人規則第14号
平成22年法人規則第48号
平成22年法人規則第54号
平成23年法人規則第18号
平成24年法人規則第28号
平成24年法人規則第54号
平成25年法人規則第26号
平成26年法人規則第16号
平成28年法人規則第62号
平成31年法人規則第21号
令和 2年法人規則第26号
令和 3年法人規則第 9号
令和 4年法人規則第30号
令和 4年法人規則第45号
令和 4年法人規則第53号
令和 4年法人規則第65号
令和 5年法人規則第21号
令和 5年法人規則第43号

国立大学法人筑波大学附属病院非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 勤務時間等（第4条—第8条）
- 第3章 休暇（第9条—第10条の2）
- 第4章 報酬（第11条—第24条）
- 第5章 雑則（第25条・第26条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学附属病院非常勤職員就業規則（平成17年法人規則第20号。以下「附属病院非常勤職員就業規則」という。）第31条、第38条及び第48条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）が設置する筑波大学に附属して置かれる附属病院に勤務する非常勤職員（以下「非常勤職員」という。）の勤務時間、休暇及び報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(附属病院長の責務)

第2条 附属病院長は、非常勤職員の勤務時間、休憩時間、休日、休暇等に関する事務の実施に当たっては、業務の円滑な運営に配慮するとともに、非常勤職員の健康及び福祉を考慮することにより、非常勤職員の適正な勤務条件の確保に努めなければならない。

(服務監督者)

第3条 附属病院長は、この法人規則の定めるところにより、非常勤職員の勤務時間、休憩時間、休日、休暇等に関する事務を処理させるため、服務監督者を置くものとする。

2 前項に規定する服務監督者については、法人規程で定める。

第2章 勤務時間等

第4条及び第5条 削除

(休日の振替)

第6条 附属病院非常勤職員就業規則第25条の休日の振替は、特に4時間の勤務をすることを命ずる必要がある場合には、あらかじめ他の1勤務日のうち、始業から連続する4時間又は終業までの連続する4時間と振り替えることができる。

(変形労働時間制)

第7条 変形労働時間制により勤務する必要がある非常勤職員の勤務時間については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 4週単位の変形労働時間制により勤務する必要がある非常勤職員については、平成16年4月1日を起算日とし、4週を平均して1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲とする。
 - (2) 1箇月単位の変形労働時間制により勤務する必要がある非常勤職員については、毎月1日を起算日とし、1箇月を平均して1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲とする。
- 2 各日の始業及び就業の時刻並びに休憩時間は、服務監督者が定める。ただし、業務の都合その他やむを得ない事情がある場合は、これらを繰り上げ、又は繰り下げることができる。
 - 3 各非常勤職員ごとの勤務等を表す表（以下「勤務割表」という。）の作成は、原則として4週間又は1箇月ごとに行うものとする。
 - 4 当該非常勤職員ごとの各日の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は勤務割表により、また、休日は附属病院非常勤職員就業規則第24条の規定と同じ日数とし、勤務割表により事前に通知する。

(出張等の勤務時間)

第8条 非常勤職員が出張等の場合であつて、勤務時間を算定しがたいときは、所定勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するためには、通常所定勤務時間を超えて勤務することが必要となる場合には、労働基準法第38条の2の規定に基づき、当該業務の遂行に通常必要とされる時間勤務したものとみなす。

第3章 休暇

(年次休暇)

第9条 非常勤職員の年次休暇の日数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1週間の勤務日が5日とされている非常勤職員、1週間の勤務日が4日以下とされている非常勤職員で1週間の勤務時間が30時間以上であるもの及び週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が217日以上であるものが、採用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合 採用の日を起算日として6月を超えて継続勤務する日から次の1年間において10日
- (2) 前号に掲げる非常勤職員が、採用の日から1年6月以上継続勤務し、継続勤務が6月を超えることとなる日(以下「6月経過日」という。)から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 それぞれ次の1年間において、10日に次の表の上欄に掲げる6月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる日数を加算した日数

6月経過日から起算した継続勤務年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
日数	1日	2日	4日	6日	8日	10日

- (3) 1週間の勤務日が4日以下とされている非常勤職員(1週間の勤務時間が30時間以上である非常勤職員を除く。以下この項において同じ。)及び週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が48日以上216日以下であるものが、採用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤し、又は採用の日から1年6月以上継続勤務し6月経過日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 それぞれ次の1年間において、1週間の勤務日が4日以下とされている非常勤職員にあつては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員にあつては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる雇用の日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数

1週間の勤務日の日数		4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数		169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
採用の日から起算した継続勤務期間	6月	7日	5日	3日	1日
	1年6月	8日	6日	4日	2日
	2年6月	9日	6日	4日	2日
	3年6月	10日	8日	5日	2日
	4年6月	12日	9日	6日	3日
	5年6月	13日	10日	6日	3日
6年6月以上	15日	11日	7日	3日	

- (4) 再雇用職員の年次休暇の日数は、別に定める。
- (5) 前各号の規定にかかわらず、医員及び医員（研修医）の年次休暇の日数は、採用の日から起算する1年間において10日（附属病院非常勤職員就業規則第8条の2に規定する育児短時間勤務（第14条の2において単に「育児短時間勤務」という。）をする職員にあっては、10日に当該職員の1週間の勤務日数を5で除して得た数を乗じて得た日数）とし、採用の日から1年以上継続勤務した場合は、それぞれ次の1年間において次の表の上欄に掲げる採用の日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる日数を加算した日数とする。

採用の日から起算した継続勤務年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
日数	1日	2日	4日	6日	8日	10日

- 2 年次休暇は、非常勤職員が請求する時季に与えるものとする。ただし、非常勤職員の請求する時季に与えることが業務の正常な運営に支障を生ずると認める場合には、他の時季に与えることができる。
- 3 非常勤職員は、年次休暇を請求する場合には、あらかじめ休暇簿に記入して服務監督者に請求をしなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由により、あらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において請求するものとする。
- 4 年次休暇は、1日又は1時間を単位とする。ただし、附属病院非常勤職員就業規則第36条に規定する報酬が日給である非常勤職員（以下「日給者」といい、同規則第8条の2第1号から第3号まで並びに第5号及び第6号の勤務形態の職員を除く。）にあっては、半日を単位とすることができる。
- 5 1時間を単位として与えられた年次休暇を日に換算する場合には、当該年次休暇を与えられた非常勤職員の1週間の勤務時間数を1週間の勤務日数で除して得られた時間（1時間未満の端数があるときはこれを切り上げた時間）をもって1日とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、医員、医員（研修医）及びシニアスタッフ（附属病院非常勤職員就業規則第8条の2第1号、第2号、第3号及び第5号の勤務形態の職員を除く。）にあっては、1時間を単位として与えられた年次休暇を日に換算する場合には、8時間をもって1日とする。ただし、育児短時間勤務をする医員、医員（研修医）及びシニアスタッフ（附属病院非常勤職員就業規則第8条の2第4号の勤務形態の職員を除く。）の取扱いについては、別に定める。
- 7 非常勤職員の年次休暇の残日数は、当該年次休暇の付与期間の次の1年間に限り繰り越すことができる。

（年次休暇の計画的取得時季指定）

- 第9条の2 前条の規定にかかわらず、年次休暇の日数のうち5日を超える部分について、年次休暇を計画的に取得すること（以下この条において「計画年休」という。）について職員の過半数を代表する者との書面による協定（以下「労使協定」という。）を締結した場合は、労使協定に基づく時季に年次休暇を与えることができる。
- 2 前項に定めるもののほか、計画年休に関し必要な事項は、労使協定の定めるところによる。

（年次休暇の時季指定による付与）

- 第9条の3 第9条第1項の規定により付与された年次休暇の日数が10日以上である職員の当該年次休暇の日数のうち5日については、付与された日から1年以内の期間において、職員ごとにその時季を指定することにより与えるものとし、その指定に当たっては、当該職員の意見を聴いた上で行うものとする。ただし、前2条の規定により年次休暇を与えた場合は、当該5

日からその日数を控除した日数とする。

(年次休暇以外の休暇)

第10条 非常勤職員の有給の休暇は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 非常勤職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (2) 非常勤職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (3) 非常勤職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する5日の範囲内の期間
- (4) 非常勤職員が不妊治療を行うため入院又は通院する場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年度において10日の範囲内の期間
- (5) 8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)以内に出産する予定である女性の非常勤職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (6) 女性の非常勤職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性の非常勤職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
- (7) 非常勤職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 非常勤職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの間に2日の範囲内の期間
- (8) 非常勤職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する非常勤職員が、これらの子の養育のため、勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間
- (9) 地震、水害、火災その他の災害により非常勤職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、非常勤職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間
- (10) 非常勤職員が、地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
- (11) 地震、水害、火災その他の災害時において、非常勤職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (12) 非常勤職員の親族(別表第1の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、非常勤職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
- (13) 非常勤職員が父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後15年内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日の範囲内の期間
- (14) 非常勤職員が業務上の負傷又は疾病並びに通勤災害のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 3日

- (15) 非常勤職員が、法人が実施するレクリエーションに参加し、負傷したため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (16) 非常勤職員（医員又は医員（研修医）を除く。）が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の原則として7月から9月までの期間内において、勤務日数に応じ、休日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間
- (17) 医員又は医員（研修医）が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の原則として7月から9月までの期間内において、休日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間
- (18) その他特に必要と認められる場合 必要と認められる期間

2 非常勤職員の無給の休暇は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生後1年に達しない子を育てる非常勤職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の非常勤職員にあっては、その子の当該非常勤職員以外の親（特別養子縁組の監護期間中の子を監護している者等を含む。）が当該非常勤職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
- (2) 女性の非常勤職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (3) 非常勤職員が業務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、前項第14号に規定する期間を終了した後、なおその勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (4) 非常勤職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前2号に掲げる場合を除く。） 必要と認められる期間
- (5) 非常勤職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (6) 小学校の3年課程までに就学する子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、当該子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要な予防接種若しくは健康診断を受けさせるための世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（その養育する小学校の3年課程までに就学する子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- (7) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態（以下この条において「要介護状態」という。）にある配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹若しくは孫又は職員と同居している父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者若しくは配偶者の子（以下この条において「対象家族」という。）の介護を行う職員が、その対象家族の介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

- 3 前2項(第1項第5号及び第6号を除く。)の休暇については、服務監督者の承認を受けなければならない。
- 4 年次休暇以外の休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。

(代替休暇)

- 第10条の2 非常勤職員は、前2条に定めるもののほか、附属病院非常勤職員就業規則第27条第1項の規定により、所定の勤務時間以外の時間又は休日に勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えてした勤務及び休日にした勤務が1か月について60時間を超えたときは、労使協定に基づき有給の休暇として代替休暇を取得することができる。
- 2 代替休暇は、前項に規定する60時間を超えて勤務した時間に対して、第20条及び第21条の規定に基づき常勤職員の例に準じて支給する時間外勤務手当及び休日給の特例(附属病院職員給与規則第39条の2第1項に規定するものをいう。)の支給に代えて、取得できるものとする。
 - 3 前2項に定めるもののほか、代替休暇に関し必要な事項は、労使協定の定めるところによる。

第4章 報酬

(計算期間及び報酬の支給日)

- 第11条 非常勤職員の報酬は、計算期間を月の初日からその月の末日までとし、計算期間の翌月17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日(15日が休日に当たるときは、18日)に、17日が土曜日に当たるときは、16日に支給する。

(報酬の支払)

- 第12条 非常勤職員の報酬は、法令又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第24条に基づく協定に定めるものは、これを報酬から控除するものとし、非常勤職員が希望した場合は、非常勤職員の指定する非常勤職員名義の預貯金口座等へ振込むことによって支払うものとする。

(日給の減額)

- 第13条 附属病院非常勤職員就業規則第21条に規定する所定の勤務時間内において勤務しないときは、第9条及び第10条第1項の規定によりその勤務しないことにつき、特に承認のあった場合を除き、国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則(平成17年法人規則第13号。以下「附属病院職員給与規則」という。)の適用を受ける職員(以下「常勤職員」という。)の例に準じて減額支給する。

(日給及び時間給の決定)

- 第14条 非常勤職員の日給又は時間給の額は、次に掲げるものとする。ただし、特別の事情があると認められる場合には、その者の学歴、免許・資格、職務経験等を考慮して任命権者が別に決定する。

- (1) 事務補佐員、技術補佐員及び技能補佐員については、別表第2による額とする。
- (2) 研究員については、別表第3による額とする。
- (3) 薬剤師、診療放射線技師、栄養士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、視能訓練士、歯科衛生士及び歯科技工士については、別表第4による額とする。

- (4) 看護師、助産師、保健師及び准看護師については、別表第5による額とする。
 - (5) 医員及び医員（研修医）については、別表第6による額とする。
 - (6) クリニカル・アシスタント及び病院登録医については、別表第7による額とする。
 - (7) 第1号の規定による非常勤職員のうち、任用期間を1月以内の期間で採用する職員については、別表第8による額とする。
 - (8) シニアスタッフについては、別表第9による額とする。
- 2 前項に定める日給又は時間給の額は、附属病院職員給与規則第11条第2項の規定に準じて、これを改定するものとする。
- 3 第1項に定める時間給の額が、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に定める最低賃金額を下回る場合は、下回ることとなった日の属する月以降の時間給の額は最低賃金法に定める最低賃金額（10円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り上げた額）とする。

（育児短時間勤務者の給与）

第14条の2 日給者（前条第1項第4号及び第7号に規定する者に限る。）のうち附属病院非常勤職員就業規則第8条の2に規定する育児短時間勤務をするものの給与は、任命権者が別に定める。

（日給又は時間給の調整）

第15条 第14条及び前条の規定にかかわらず、附属病院職員給与規則別表第8により俸給の調整額を支給される常勤職員と同様の職務を行うものと認められる者の日給又は時間給の額については、常勤職員の例に準じて、日給又は時間給を調整し、任命権者が別に決定する。

（通勤手当）

第16条 第14条第1項第1号から第5号まで及び第8号に規定する非常勤職員については、常勤職員の例に準じて、通勤手当を支給する。

（放射線取扱手当）

第17条 次に掲げる事由に該当する場合であって、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが認められた者については、常勤職員の例に準じて、放射線取扱手当を支給する。

- (1) 診療放射線技師が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき。
- (2) 非常勤職員が、放射線管理区域内において、人事院規則10-5（職員の放射線障害の防止）第3条第5項各号に掲げる業務に従事したとき。

（夜間等診療手当）

第18条 医員及び医員（研修医）のうち、所定の勤務時間による勤務が深夜（午後10時から翌日午前5時までの間をいう。以下同じ。）を含む時間又は附属病院非常勤職員就業規則第24条に休日として規定されている日において、診療業務に従事した者については、常勤職員の例に準じて、夜間等診療手当を支給する。ただし、夜間等診療手当を支給する場合は、第20条の5、第20条の6及び第22条に規定する手当は支給しない。

（臨床研修手当）

第19条 臨床研修に従事する医員（研修医）については、臨床研修手当として所定の勤務日に勤務した日、1日につき3,500円を支給する。

（医員手当）

第19条の2 診療に従事する医員については、医員手当として月額15,000円を支給する。ただし、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上の傷病又は通勤による傷病によって勤務しなかった場合を除く。）は、その月の医員手当は支給しない。

（時間外勤務手当）

第20条 所定の勤務時間を超え又は次条に規定する休日給の支給対象とならない日に勤務を命ぜられた非常勤職員に、その勤務した全時間に対して、常勤職員の例に準じて、時間外勤務手当を支給する。ただし、常勤職員の所定の勤務時間に相当する時間内における時間外勤務手当の額は時間給と同額とする。

（分娩取扱手当）

第20条の2 医員のうち、分娩に係る業務に従事したと附属病院長が認めた者については、常勤職員の例に準じて、分娩取扱手当を支給する。

（母体搬送調整手当）

第20条の3 医員のうち、附属病院長が茨城県から事業委託のあった母体搬送の調整業務の担当を指定した者については、常勤職員の例に準じて、母体搬送調整手当を支給する。

（周産期医療指導手当）

第20条の4 医員のうち、小児科、小児外科、産科又は婦人科において、臨床研修指導に係る業務に従事したと附属病院長が認めた者については、常勤職員の例に準じて、周産期医療指導手当を支給する。

（緊急手術手当）

第20条の5 医員のうち、所定の勤務時間以外の時間又は附属病院非常勤職員就業規則第24条に休日として規定されている日において、次に掲げる緊急の手術又は麻酔の業務に従事したと附属病院長が認めた者については、緊急手術手当を支給する。ただし、緊急手術手当を支給する場合は、第18条、第20条の6、第21条及び第22条に規定する手当は支給しない。

- (1) 極めて困難な業務に従事したとき。
- (2) 特に困難な業務に従事したとき。
- (3) 困難な業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、職務の区分に応じて次の表に定める額とする。

勤務の区分	手当額
前項第1号の勤務	6,000円
前項第2号の勤務	4,000円
前項第3号の勤務	2,000円

3 前項の規定にかかわらず、シニアレジデントの研修課程に所属する者については、前項の規定による額の2分の1を支給する。

(緊急診療手当)

第20条の6 医員のうち、所定の勤務時間以外の時間又は附属病院非常勤職員就業規則第24条に休日として既定されている日において、所定のオンコール体制による緊急呼出等を受けて緊急診療の業務に従事したと附属病院長が認めた者については、緊急診療手当を支給する。ただし、緊急診療手当を支給する場合は、第18条、第20条の5、第21条及び第22条に規定する手当は支給しない。

- (1) 生命の危険のある病状に対応した診療業務に従事したとき。
- (2) 前号以外の予期しない病状に対応した診療業務に従事したとき。
- (3) 患者の家族等への診療に関する説明に従事したとき。ただし、休日として規定されている日に従事したときに限る。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、職務の区分に応じて次の表に定める額とする。

勤務の区分	手当額
前項第1号の勤務	4,500円
前項第2号の勤務	3,000円
前項第3号の勤務	1,500円

3 前項の規定にかかわらず、シニアレジデントの研修課程に所属する者については、前項の規定による額の2分の1を支給する。

(医療従事者等特別手当)

第20条の7 非常勤職員のうち、患者に医療サービスを直接提供する業務に従事したと附属病院長が認めた者については、医療従事者等特別手当として月額4,000円を支給する。ただし、医療従事者等特別手当を支給されている者が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上の傷病又は通勤による傷病によって勤務しなかった場合を除く。）は、その月の当該手当は支給しない。

(休日給)

第21条 附属病院非常勤職員就業規則第24条に規定する休日に、勤務を命ぜられた非常勤職員に、その勤務した全時間に対して、常勤職員の例に準じて、休日給を支給する。

(夜勤手当)

第22条 所定の勤務時間が、深夜に及んで定められた非常勤職員に、その深夜に勤務した全時間について、常勤職員の例に準じて、夜勤手当を支給する。

(特別貢献手当)

第23条 一の年度において、教育、研究その他の各分野におけるそれぞれの活動を通じて特に顕著な貢献があった場合であって学長が認めたときに限り非常勤職員に、常勤職員の例に準じて、特別貢献手当を支給する。

(退職金)

第24条 退職金の額は、各事業年度毎に第14条の規定による退職時の日給額の21日分に相当する額に次に掲げる退職事由に応じた率を乗じて得た額とする。ただし、連続する2事業年度をもって附属病院非常勤職員就業規則第47条本文に規定する退職金の支給要件を満たす場合には、当該連続する2事業年度（この場合、当該連続する2事業年度の在職期間は、12月

までとする。)をもって1事業年度とみなす。

- (1) 附属病院非常勤職員就業規則第39条(第3号を除く。)による退職又は附属病院非常勤職員就業規則第41条(第2項第2号を除く。)による解雇 0.3
- (2) 業務外の死亡又は通勤による傷病による退職 0.5
- (3) 業務上の死亡又は傷病による退職 1.35

2 前項に定めるもののほか、退職金の支給については、国立大学法人筑波大学職員の退職金に関する規則(平成16年法人規則第8号)第10条及び第15条から第21条までの規定を準用する。

第5章 雑則

(この法人規則により難い場合の措置)

第25条 特別の事情によりこの法人規則の規定によることができない場合又はこの法人規則の規定によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

(雑則)

第26条 この法人規則の実施に関し必要な事項は、常勤職員の例に準ずるもののほか別に定める。

附 則

- 1 この法人規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この法人規則施行の日において、現に年次休暇を請求し、並びに有給及び無給の休暇の承認を得ている者に係る当該休暇については、この法人規則により請求し、又は承認を得ているものとみなす。
- 3 附属病院非常勤職員就業規則第4条の規定により、通算された任用期間が3年を超える非常勤職員の年次休暇の日数等については、別に定める。
- 4 この法人規則施行の日の前日において非常勤職員であった者が、平成17年4月1日付けで採用され、第14条第1項の適用による日給又は時間給の額が採用前の額を下まわる場合において、継続雇用とみなされる者の日給又は時間給は、採用前の日給又は時間給を考慮のうえ、任命権者が定める。

附 則 (平17. 11. 24法人規則63号)

- 1 この法人規則は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 非常勤職員のうちこの法人規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において在職していたものの施行日以降における平成17年度の時間給の額は、なお従前の例による。
- 3 非常勤職員のうち施行日の前日において国立大学法人筑波大学附属病院非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則附則第4項の規定の適用を受けていたものの施行日以降における日給の額は、任命権者が定める。

附 則 (平18. 3. 23法人規則16号)

- 1 この法人規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日以前から非常勤職員であった者で、引き続き平成18年4月1日付け

で採用されたものの日給又は時間給の額が、採用前の額を下まわることとなる場合の日給又は時間給は、採用前の日給又は時間給を考慮のうえ、任命権者が定める。

附 則（平18.10.26 法人規則50号）

この法人規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平18.11.27 法人規則60号）

この法人規則は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（平19.3.22 法人規則19号）

- 1 この法人規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 交代制により勤務する職員については、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学附属病院非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則（以下「新規則」という。）第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この法人規則施行の際現に年次休暇の日数を有していない医員及び医員（研修医）については、新規則第9条第5号の規定により年次休暇を与えるものとする。
- 4 この法人規則施行の際現に年次休暇の日数を有している医員及び医員（研修医）については、なお従前の例による。
- 5 平成16年3月31日以前から非常勤職員であった者で、引き続き平成19年4月1日付けで採用されたものの日給又は時間給の額が、採用前の額を下まわることとなる場合の日給又は時間給は、採用前の日給又は時間給を考慮のうえ、任命権者が定める。

附 則（平19.12.20 法人規則62号）

- 1 この法人規則は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学附属病院非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則（以下「新規則」という。）別表第2から別表第4までの規定は、平成19年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については適用しない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、平成19年4月2日から平成19年12月31日までにおいて採用された者の直近の採用の日から施行日までの期間以外の期間については、適用しない。

附 則（平20.3.13 法人規則11号）

- 1 この法人規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日以前から非常勤職員であった者で、引き続き平成20年4月1日付けで採用されたものの日給又は時間給の額が、採用前の額を下まわることとなる場合の日給又は時間給は、採用前の日給又は時間給を考慮のうえ、任命権者が定める。

附 則（平21.3.26 法人規則28号）

この法人規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、同年5月21日から施行する。

附 則（平21.9.24 法人規則45号）

この法人規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平22.3.25法人規則14号）

この法人規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平22.9.30法人規則48号）

この法人規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平22.11.29法人規則54号）

この法人規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平23.3.1法人規則18号）

この法人規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平24.3.29法人規則28号）

この法人規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平24.6.28法人規則54号）

この法人規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平25.3.28法人規則26号）

この法人規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平26.3.27法人規則16号）

この法人規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平28.12.22法人規則62号）

この法人規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平31.3.28法人規則21号）

1 この法人規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の国立大学法人筑波大学附属病院非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則第9条の3の規定は、施行日以後に付与された年次休暇について適用する。

附 則（令2.3.26法人規則26号）

この法人規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令3.3.18法人規則9号）

この法人規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令4.3.24法人規則30号）

この法人規則は、令和4年4月1日から施行し、第10条第1項第4号及び第8号の改正規定は、同年1月1日から適用する。ただし、第25条の改正規定は、同年3月24日から施行し、

同年2月1日から適用する。

附 則（令4.6.23法人規則45号）

この法人規則は、令和4年6月23日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学附属病院非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（令4.7.28法人規則53号）

この法人規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令4.12.22法人規則65号）

この法人規則は、令和4年12月22日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学附属病院非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則の規定は、同年10月1日から適用する。

附 則（令5.3.23法人規則21号）

この法人規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令5.7.27法人規則43号）

この法人規則は、令和5年7月27日から施行し、この法人規則による改正後の第23条の規定は、同年4月1日から適用する。

別表第1（第10条関係）

親 族	日 数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（非常勤職員が代襲相続し、かつ、 祭具等の承継を受ける場合にあつては 7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（非常勤職員が代襲相続し、かつ、 祭具等の承継を受ける場合にあつては 7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（非常勤職員と生計を一にしていた 場合にあつては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（非常勤職員と生計を一にしていた 場合にあつては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（非常勤職員と生計を一にしていた 場合にあつては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日

別表第2（第14条第1項第1号関係）

区 分	学歴要件	左欄学歴後経験年数	時間給
事務補佐員 技術補佐員	高校卒	3年未満	920
		3年以上7年未満	920
		7年以上11年未満	1,050
		11年以上	1,130
技能補佐員	高校卒	6年未満	930
		6年以上13年未満	1,120
		13年以上22年未満	1,240
		22年以上	1,370

(単位：円)

別表第3（第14条第1項第2号関係）

区 分	学歴要件	左欄学歴後経験年数	時間給
研究員	大学卒	1年未満	1,290
		1年以上3年未満	1,350
		3年以上5年未満	1,470
		5年以上7年未満	1,600
		7年以上9年未満	1,760
		9年以上12年未満	1,900
		12年以上15年未満	2,020
		15年以上	2,070
	修士修了	1年未満	1,470
		1年以上3年未満	1,530
		3年以上5年未満	1,680
		5年以上7年未満	1,830
		7年以上10年未満	1,960
		10年以上13年未満	2,050
	博士修了	1年未満	1,790
		1年以上2年未満	1,860
		2年以上4年未満	1,930
		4年以上7年未満	2,000
		7年以上10年未満	2,090
		10年以上12年未満	2,170
	12年以上	2,220	

(単位：円)

別表第4（第14条第1項第3号関係）

区 分	学歴要件	左欄学歴後経験年数	時間給
薬剤師 診療放射線技師 栄養士 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 臨床工学技士 視能訓練士 歯科衛生士 歯科技工士	短大卒	1年未満	1,020
		1年以上3年未満	1,060
		3年以上6年未満	1,140
		6年以上9年未満	1,230
		9年以上12年未満	1,320
		12年以上	1,390
	大学卒	1年未満	1,080
		1年以上3年未満	1,120
		3年以上6年未満	1,200
		6年以上9年未満	1,320
		9年以上12年未満	1,440
		12年以上	1,560

(単位：円)

別表第5（第14条第1項第4号関係）

区 分	学歴要件	左欄学歴後経験年数	時間給
看護師 助産師 保健師	短大3卒	1年未満	1,100
		1年以上3年未満	1,150
		3年以上6年未満	1,240
		6年以上9年未満	1,350
		9年以上12年未満	1,470
		12年以上	1,560
准看護師	准看護師養成所 卒	1年未満	930
		1年以上3年未満	970
		3年以上	1,040

(単位：円)

別表第6（第14条第1項第5号関係）

区 分	研修課程の区分	日 給
医員	クリニカルフェロー	14,000
	チーフレジデント	13,500
	シニアレジデント	13,000
医員（研修医）		9,500

(単位：円)

（備考）研修課程の区分については、筑波大学附属病院レジデント等臨床研修細則（平成17年度附属病院細則第26号）に定めるところによる。

別表第7（第14条第1項第6号関係）

職 名	時間給
クリニカル・アシスタント、病院登録医	1,470

(単位：円)

別表第8（第14条第1項第7号関係）

区 分	時間給
任用期間を1か月以内の期間で採用する職員 事務補佐員・技術補佐員・技能補佐員	920

(単位：円)

別表第9（第14条第1項第8号関係）

区 分	日給	時間給
シニアスタッフ	11,000	1,230

(単位：円)